

(案)

府政科技第〇〇〇号
平成30年〇月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の
原子炉設置変更許可（JRR-3原子炉施設等の変更）につい
て（答申）

平成30年10月10日付け原規規発第1810103号をもって意見照会のあつた標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置
変更許可申請書（JRR-3原子炉施設等の変更）に関する核原料物質、
核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定す
る許可の基準の適用について

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用目的及び使用済燃料の処分の方法
を変更するものではないことの妥当性を確認したこと、加えて我が国では同機構原子
力科学研究所も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的
活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、ま
た、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原
子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制
委員会の判断は妥当である。